取下書を提出される方へ

取下書を提出する際に必要なものは，下記のとおりです。

なお，債務名義等の還付申請は，取下書と同時に提出してください。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書 類 | 通　　　　数 | 封筒（郵便切手） |
|  | ３通（債務者・第三債 | 債務者・第三債務者のあて名を |
| 取 下 書 | 務者複数の場合は，そ | 記載した封筒（各８４ 円の郵便 |
|  | れらの合計数＋１通） | 切手を貼付したもの） |
| 債務名義等還付申請書 | １通 | 債権者のあて名を記載した封筒 |
| （受書付き） |  | （４６０円（簡易書留料金）の  郵便切手を貼付したもの） |

※ 追加して提出をお願いする書類等がある場合には，上記書類等が到着した後に

連絡を差し上げます。

令和　　 年（　 ）第　　　　　 号

# 取 下 書

東京地方裁判所民事第２１部 御中

令和　 年　 月　 日

## 申立債権者　　　　　　　　　　　　印

債権者

債務者

第三債務者

上記当事者間の債権差押命令申立ては，これを取り下げます。

ただし，以下の部分を除く。

1. 既に取り立てた分
2. 既に配当（弁済金交付）を受けた分
3. 取下書が受理されるまでに事情届が提出された分

注意Ⅰ 差押えがされた債権について，①第三債務者から取り立てた分や，②裁判所から配当金（弁済金）の交付を受けた分があったり，③未配当であるが供託した旨の事情届が提出されており，これについて配当を受ける意思がある場合は，該当する上記の　 にチェック（レ印）をしてください。

①から③に該当するものがないときは空欄のままで構いません（例えば，取立権が生ずる前の第三債務者からの入金，債務者からの任意弁済，差押債権がなかった場合，申立ての全部を取り下げる場合等）。

Ⅱ 取下書に押印する印は，申立ての際に使用したもの，あるいは印鑑証明書を添付した実印でお願いします。

【記載例１】

令和○○年（ル）第○○○○号

# 取 下 書

東京地方裁判所民事第２１部 御中

令和○○年○○月○○日

## 申立債権者 ○ 　○　 ○　 ○　 印

|  |  |
| --- | --- |
| 債権者 | ○ ○ ○ ○ |
| 債務者 | ○ ○ ○ ○ |

第三債務者 　　株式会社○○○○

上記当事者間の債権差押命令申立ては，これを取り下げます。

ただし，以下の部分を除く。

1. 既に取り立てた分
2. 既に配当（弁済金交付）を受けた分
3. 取下書が受理されるまでに事情届が提出された分

注意Ⅰ 差押えがされた債権について，①第三債務者から取り立てた分や，②裁判所から配当金（弁済金）の交付を受けた分があったり，③未配当であるが供託した旨の事情届が提出されており，これについて配当を受ける意思がある場合は，該当する上記の 　にチェック（レ印）をしてください。

①から③に該当するものがないときは空欄のままで構いません（例えば，取立権が生ずる前の第三債務者からの入金，債務者からの任意弁済，差押債権がなかった場合，申立ての全部を取り下げる場合等）。

Ⅱ 取下書に押印する印は，申立ての際に使用したもの，あるいは印鑑証明書を添付した実印でお願いします。

【記載例２ 第三債務者が複数ある場合，預金の差押えをした場合】

令和○○年（ル）第○○○○号

取 下 書

東京地方裁判所民事第２１部 御中

令和○○年○○月○○日

申立債権者 ○○○○株式会社

## 代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

|  |  |
| --- | --- |
| 債権者 | ○○○○株式会社 |
| 債務者 | ○ ○ ○ ○ |

第三債務者 　　株式会社○○銀行（○○支店）

第三債務者 　　株式会社ゆうちょ銀行（○○貯金事務センター）

第三債務者 　　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

（株式会社ゆうちょ銀行○○貯金事務センター扱い）

第三債務者 　　株式会社○○○○

上記当事者間の債権差押命令申立ては，これを取り下げます。

ただし，以下の部分を除く。

1. 既に取り立てた分
2. 既に配当（弁済金交付）を受けた分
3. 取下書が受理されるまでに事情届が提出された分

注意Ⅰ 差押えがされた債権について，①第三債務者から取り立てた分や，②裁判所から配当金（弁済金）の交付を受けた分があったり，③未配当であるが供託した旨の事情届が提出されており，これについて配当を受ける意思がある場合は，該当する上記の　 にチェック（レ印）をしてください。

①から③に該当するものがないときは空欄のままで構いません（例えば，取立権が生ずる前の第三債務者からの入金，債務者からの任意弁済，差押債権がなかった場合，申立ての全部を取り下げる場合等）。

Ⅱ 取下書に押印する印は，申立ての際に使用したもの，あるいは印鑑証明書を添付した実印でお願いします。